

参 考 资 料

目 次

1 県職員給与関係資料

第1表	職員の適用給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	1
第2表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	職員の適用給料表別平均給与月額	3
第4表	職員の給与月額の前年比較	3
第5表	職員の扶養手当の支給状況	5
第6表	職員の給料の特別調整額・管理職手当の支給状況	6
第7表	職員の単身赴任手当の支給状況	6
第8表	職員の地域手当の支給状況	7
第9表	職員の住居手当の支給状況	8
第10表	職員の通勤手当の支給状況	8
第11表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員	9
第12表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	23

2 民間給与関係資料

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要	24	
第13表	産業別、企業規模別調査事業所数	25
第14表	民間における初任給の改定状況	25
第15表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	26
第16表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等	27
第17表	民間における家族手当の支給状況	42
第18表	民間における住宅手当の支給状況	42
第19表	民間における特別給の支給状況	43
第20表	民間における冬季賞与の配分状況	43
第21表	民間における定年制の状況	44
第22表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	44
第23表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	44
第24表	民間における給与改定の状況等	45

3 県職員給与と民間給与との比較

第25表	県職員の給与と民間事業従業員の給与との比較	46
	（参考1）民間給与との比較を行う県職員（行政職）の平均給与月額	46
	（参考2）給与比較における対応関係	46

4 生計費関係資料

	平成31年4月の標準生計費算定方法	47
第26表	費目別、世帯人員別標準生計費	48

5 労働経済関係資料

第27表	労働経済指標	49
------	--------	----

6 勤務時間等関係資料

第28表	職員の年次休暇の使用日数及び超過勤務時間	51
------	----------------------	----

7 人事院勧告の要旨

(1)	給与勧告の骨子	52
(2)	公務員人事管理に関する報告の骨子	54

1 県職員給与関係資料

第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(平成31年職員給与実態調査)

給料表 \ 区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
行政職	3,536 ^人	43.5 ^歳	21.0 ^年
公安職	1,849	38.2	16.8
研究職	159	41.6	18.2
医療職(一)	9	55.7	30.6
医療職(二)	84	42.8	19.2
医療職(三)	48	38.6	15.8
大学教育職	50	51.0	27.3
高等学校等教育職	2,241	45.3	22.7
中学校及び小学校 教育職	4,981	42.5	19.7
計	12,957	42.6	20.2

- (注) 1 この調査は、職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける職員を対象としたものである。
- 2 再任用職員は、含まれていない。(第2表から第11表まで及び第25表において同じ。)
- 3 技能職員は、含まれていない。(以下すべての表において同じ。)
- 4 特定任期付職員給料表は、適用者がいないため記載していない。(以下すべての表において同じ。)

第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(平成31年職員給与実態調査)

給料表 \ 区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
行政職	100	75.4	8.8	15.2	0.6	63.1	36.9
公安職	100	59.4	2.5	38.1	—	90.6	9.4
研究職	100	90.6	8.8	0.6	—	69.2	30.8
医療職(一)	100	100.0	—	—	—	88.9	11.1
医療職(二)	100	92.9	7.1	—	—	48.8	51.2
医療職(三)	100	95.8	4.2	—	—	0.0	100.0
大学教育職	100	80.0	20.0	—	—	28.0	72.0
高等学校等教育職	100	95.0	2.5	2.1	0.4	51.4	48.6
中学校及び小学校 教育職	100	98.5	1.5	—	—	39.1	60.9
計	100	85.8	4.0	10.0	0.2	55.4	44.6

第3表 職員の適用給料表別平均給与月額

給与種目	給料表			
	行政職	公安職	研究職	医療職(一)
給料	327,274 円	320,640 円	328,640 円	552,711 円
地域手当	11,405	10,880	10,814	103,602
給料の特別調整額 管理職手当	7,113	2,351	—	81,078
扶養手当	8,950	13,204	9,318	13,722
住居手当	4,546	3,573	6,041	3,000
その他	320	1,975	2,403	168,044
合計	359,608	352,623	357,216	922,157

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。(第4表において同じ。)

2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、

第4表 職員の給与月額の対前年比較

(行政職)

(職員給与実態調査)

給与種目	区分	平成30年 (A)	平成31年 (B)	比較	
				(B) - (A)	(B) / (A)
給料		327,991 円	327,274 円	△717 円	99.8 %
地域手当		11,437	11,405	△32	99.7
給料の特別調整額 管理職手当		7,110	7,113	3	100.0
扶養手当		9,101	8,950	△151	98.3
住居手当		4,360	4,546	186	104.3
その他		268	320	52	119.4
合計		360,267	359,608	△659	99.8

(平成31年職員給与実態調査)

医療職(二)	医療職(三)	大学教育職	高等学校等 教 育 職	中学校及び 小学校教育職	計
331,680	304,977	432,698	387,697	356,563	348,563
11,054	9,839	14,301	12,797	11,778	11,774
5,113	—	7,962	3,676	6,170	5,404
8,661	2,510	6,260	8,561	6,169	8,392
5,262	3,417	6,704	4,586	4,293	4,343
7,714	—	2,298	133	338	727
369,484	320,743	470,223	417,450	385,311	379,203

へき地手当、へき地手当に準ずる手当である。(以下第4表及び46頁の参考1において同じ。)

(給料表計)

(職員給与実態調査)

給与種目	区 分	平成30年 (A)	平成31年 (B)	比 較	
				(B) - (A)	(B) / (A)
給 料		350,313	348,563	△1,750	99.5
地 域 手 当		11,838	11,774	△64	99.5
給料の特別調整額 管理職手当		5,419	5,404	△15	99.7
扶 養 手 当		8,438	8,392	△46	99.5
住 居 手 当		4,181	4,343	162	103.9
そ の 他		713	727	14	102.0
合 計		380,902	379,203	△1,699	99.6

第5表 職員の扶養手当の支給状況

(1) 給料表別扶養親族数

(平成31年職員給与実態調査)

区分 給料表	受給員数	扶 養 親 族 数					全職員1人 当たり平均 扶養親族数
		配偶者	配偶者のいない場合の 扶養親族のうち1人	配偶者以外の 扶養親族	計	うち 特定期間 にある子	
行政職	1,556	730	70	2,262	3,062	879	0.9
公安職	1,123	719	15	1,821	2,555	333	1.4
研究職	69	18	1	115	134	50	0.8
医療職(一)	7	6	—	7	13	3	1.4
医療職(二)	34	10	4	53	67	23	0.8
医療職(三)	8	1	2	8	11	4	0.2
大学教育職	15	4	1	24	29	12	0.6
高等学校等教育職	946	345	49	1,398	1,792	608	0.8
中学校及び小学校 教育職	1,679	594	98	2,230	2,922	891	0.6
計	5,437	2,427	240	7,918	10,585	2,803	0.8

- (注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。(下表において同じ。)
 2 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。
 3 手当受給職員数の全職員に対する割合は、42.0%である。
 4 手当受給職員1人当たりの平均手当月額は、20,000円である。

(2) 扶養親族構成

(平成31年職員給与実態調査)

扶養親族数別職員数		扶 養 親 族 構 成			
区分	該当職員数	区 分	扶養親族数	区 分	扶養親族数
人	人		人		人
1	2,126	配偶者	2,427	配偶者	2,427
2	1,851	子・孫	7,792	1人目(配偶者あり)	4,357
3	1,128	弟妹	3	1人目(配偶者なし)	240
4	292	父母・祖父母	350	2人目以降	3,561
5	36	障害者	13		
6	3				
7	1				
8					
計	5,437	計	10,585	計	10,585

第6表 職員の給料の特別調整額・管理職手当の支給状況

(平成31年職員給与実態調査)

区分	1種 2種	3種 4種	5種 6種	7種 8種 9種	教1種 教2種	教3種	教4種	教5種	受給者 計	手当受給者 1人あたり 平均手 当 月 額
職員の 区分	本庁 部長 など	本庁 次長 など	本庁 課長 など	その他	校長	副校長	教頭	特別支援 学校教諭 (部主事)		
受給者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
	21	64	302	32	252	4	385	25	1,085	64,540

第7表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成31年職員給与実態調査)

区分		受給者
職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離	100km未満	135人
	100km以上 300km未満	6
	300km以上 500km未満	—
	500km以上 700km未満	—
	700km以上 900km未満	15
	900km以上 1,100km未満	—
	1,100km以上 1,300km未満	1
	1,300km以上 1,500km未満	—
	1,500km以上	—
受給者計		157
手当受給者1人あたり平均手当月額		33,656円

第8表 職員の地域手当の支給状況

(平成31年職員給与実態調査)

区分 給料表	計	地域別人員 (構成比)								
		1級地 (東京都 特別区)	2級地 (大阪市)	4級地 (神戸市)	5級地 (多賀城市、 広島市、 福岡市)	6級地 (仙台市)	7級地 (岡山市、 徳島市)	県内	医療職 (一)	非支給地
行政職	人 3,536 (100%)	人 19 (0.53%)	人 8 (0.23%)	人 —	人 1 (0.03%)	人 1 (0.03%)	人 5 (0.14%)	人 3,494 (98.81%)	人 —	人 8 (0.23%)
公安職	1,849 (100%)	3 (0.16%)	2 (0.11%)	1 (0.05%)	—	—	—	1,841 (99.57%)	—	2 (0.11%)
研究職	159 (100%)	—	—	—	—	—	—	159 (100%)	—	—
医療職(一)	9 (100%)	—	—	—	—	—	—	—	9 (100%)	—
医療職(二)	84 (100%)	—	—	—	—	—	—	84 (100%)	—	—
医療職(三)	48 (100%)	—	—	—	—	—	—	48 (100%)	—	—
大学教育職	50 (100%)	—	—	—	—	—	—	50 (100%)	—	—
高等学校等 教育職	2,241 (100%)	—	—	—	—	—	—	2,241 (100%)	—	—
中学校及び 小学校教育職	4,981 (100%)	—	—	—	—	—	—	4,970 (99.78%)	—	11 (0.22%)
計	12,957 (100%)	22 (0.17%)	10 (0.07%)	1 (0.01%)	1 (0.01%)	1 (0.01%)	5 (0.04%)	12,887 (99.46%)	9 (0.07%)	21 (0.16%)
平均手当額	円 11,774	円 70,199	円 55,862	円 *	円 *	円 *	円 8,083	円 11,594	円 103,602	円 —

(注) 「*」は人員が1人の場合である。

第9表 職員の住居手当の支給状況

(平成31年職員給与実態調査)

区分 給料表	受 職 員	給 数	手当月額11,000円	手当月額11,000円	手当月額27,000円
			未満の受給者	以上27,000円未満 の受給者	の受給者
行政職	639	人	3	276	360
公安職	260	人	—	125	135
研究職	40	人	—	24	16
医療職(一)	1	人	—	—	1
医療職(二)	18	人	—	9	9
医療職(三)	7	人	—	3	4
大学教育職	13	人	—	5	8
高等学校等 教育職	417	人	1	213	203
中学校及び 小学校教育職	861	人	4	445	412
計	2,256	人	8	1,100	1,148

- (注) 1 手当受給職員数の全職員に対する割合は、17.4%である。
 2 手当受給職員1人当たりの平均手当月額は、24,892円である。
 3 単身赴任手当受給職員で、配偶者等が居住する借家・借間に係る手当を受給するものは9人(1人当たりの平均手当月額は13,156円)である。

第10表 職員の通勤手当の支給状況

(平成31年職員給与実態調査)

区分 給料表	受給職員数	内 訳		
		交通機関のみ 利用者	自動車等のみ 使用者	交通機関・自動車 等併用者
行政職	3,090	613	2,191	286
公安職	1,341	77	1,235	29
研究職	146	3	130	13
医療職(一)	7	1	5	1
医療職(二)	83	9	68	6
医療職(三)	45	—	41	4
大学教育職	48	2	46	—
高等学校等 教育職	2,086	47	2,016	23
中学校及び 小学校教育職	4,518	25	4,467	26
計	11,364	777	10,199	388
平均手当月額	8,113	11,960	7,350	20,488

- (注) 手当受給職員数の全職員に対する割合は、87.7%である。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

(平成31年職員給与実態調査)

1 行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2							1	1	1
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	5								
10									
11							1		
12	3								
13									
14	2								2
15									4
16	4	36							3
17	2	3	1					1	3
18		4	2						
19	3		2						
20	4	5	24						
21	1		3						
22	1	46	7						1
23	1	4	2						1
24	1	11	19			1			2
25	2	8	11					2	
26		6	11					1	1
27		5	14					2	
28		50	6					10	2
29	85	8	9					3	1
30	1	19	21				6	1	1
31	3	8	3				16	2	
32	6	45	21				8	3	2
33	15	8	10				9	1	
34	59	17	11				5		
35	8	1	10				12	2	
36	11	17	7				13	1	
37	13	3	11				8	1	
38	7	5	25				1	1	
39	7	2	4				4	1	
40	66	1	7				5		
41	17	3	14				2	1	
42	23	1	17		1			1	
43	2	2	5			1	4		
44	59	2	13				4		
45	13		10	3			1	2	
46	9		23	12			1		
47	5		9	10			2		
48	9		12	9		4			
49	8		18	10		1			
50	9		12	15	1	11			
51	10	1	13	24	2	15	1		
52	12		16	7	1	6	1		
53	11		15	23	7	13			
54	7		8	17	2	7	1		
55	2	2	16	29	2	15			
56	6		24	8	5	8			
57	3		11	41	17	6			
58	3	1	11	15	3	12			
59	1	1	12	32	5	7			
60	1	1	22	18	1	8			
61	1		14	29	19	7	8		
62	1	2	18	28	4	2			
63	2	1	12	40	9	5			
64	1		8	11	7	2			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
65	人 3	人	人	人	人	人	人	人	人
66			18	30	12	4			
67	2		9	22	3				
68			2	23	22	1			
69			6	15	26	3			
70			43	34					
71			5	18	20				
72			6	27	28	2			
73		1	3	13	33				
74			8	17	24				
75			1	15	16				
76	1		4	19	18				
77	1		7	18	32	1			
78			4	19	21	1			
79			2	7	12				
80			2	16	8	3			
81			2	13	18	2			
82	1		3	14	15				
83			1	20	5				
84			5	22	6	2			
85			15	9					
86			2	15	7	3			
87			2	15	8				
88			3	5	18				
89			2	12	9				
90			5	18	4				
91			1	6	5				
92			2	8					
93			2	30					
94		1	3	16	193				
95			2						
96			1						
97			2						
98			1						
99			3						
100									
101			2						
102			2						
103									
104			1						
105			1						
106									
107			3						
108									
109			1						
110									
111									
112			2						
113			41						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		3							
計	533	334	755	856	730	153	114	37	24
								適用職員数	3,536

(注) 該当人員0の号給は空欄とした。(以下第11表の各表において同じ。)

2 公安職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	21								
8									
9									
10	20								
11	4								
12	2								
13	7								
14									
15	1								
16	20								
17	4								
18	4								
19	1			1					
20	18			1					
21	3								
22	1			1					
23	1	1							
24	18	39		1					
25	24	1	2						
26	4	4	1	1					
27	1		2	2					
28	34	42	17	2					
29	9	1	1						
30	8	5	7	1					
31		3	5						4
32	2	34	23	2					3
33	3	4	2						
34	1	5	12	4					2
35	2	3	3	1					3
36		24	27	7					
37	2	2	4	3					
38		14	18	6					2
39		4	8	2					
40		6	26	6					
41	1	1	6	3					1
42	1	2	18	11					
43			8	3					
44		1	19	6				2	
45		1	3	1				1	
46	1	1	24	10					
47		1	3	6				8	
48	1		16	10		1		1	
49		1	6	4				4	
50		1	21	15				1	
51		1	2	3				1	
52			11	12		1		4	
53	1	1	5	4		2			2
54		1	11	11		1		1	
55			8	7		2		7	
56			10	12		1		1	
57			3	5		3		1	
58			8	6				2	2
59		2	7	5				5	
60			11	8		1		3	1
61			8	5		1		5	
62			4	9				1	
63	1		5	7				4	
64			12	2		1		5	
65			4	5				4	
66		1	10	9		1		1	
67			5	6		1		6	
68			7	1		1		2	
69			7	5				2	
70			6	4				1	
71			6	2				9	
72			9	5		1		2	

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73			4	4	3	1	1		
74		1	4	5	4	1	1		
75				5	3	1	1		
76			7	6	2	1	1		
77		1	5	6	2				
78			2	3		1			
79			4	7		1			
80			1	1	7	2			
81			5	2	1		1		
82			2	2	3	2	1		
83			2	2	4	6			
84			2	2	3		1		
85			1	3	2		7		
86			3	4	3	3			
87			1	4	1	3			
88			1	4	1	4			
89				2	2	10			
90			4	1	5	3			
91				1	2	5			
92			1	1	3	1			
93				3	35	28			
94			2	3					
95									
96			2	4					
97			2						
98			2	6					
99			1	2					
100			2	3					
101			3	3					
102				3					
103				3					
104			1	4					
105			2	3					
106			1	2					
107			1	5					
108				3					
109			3	1					
110									
111				4					
112			1	6					
113			1	1					
114				3					
115			1	3					
116				5					
117				2					
118			2	5					
119				2					
120			1	6					
121				2					
122			1	2					
123				2					
124									
125				22					
126									
127									
128			1						
129			1						
130									
131									
132			2						
133									
134			1						
135			1						
136									
137			1						
138									
139			2						
140									
141			3						
計	221	209	535	411	269	91	73	25	15
								適用職員数	1,849

3 研究職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5			3		
6					
7					
8					
9			2		
10			2		
11					
12					
13			1		
14					
15					
16			3		
17					
18			2		
19			2		
20			1		
21			1		
22					
23			1		
24			8		
25					
26					
27			2		
28			2		
29					
30			4		
31					
32					
33					
34					
35					
36			4		
37			1	2	
38			2		
39					
40			1		
41					
42			1		
43			1	3	
44				2	
45			2		
46					
47			1	2	
48			1	1	
49				1	
50				2	
51			1	1	
52					
53			1	1	
54			1		
55				2	
56			4		
57				4	
58					
59				2	
60			2	3	
61			1	3	
62					
63			1	1	
64			1	6	

職務の級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65					
66			1	1	
67			1	2	
68			1	2	
69				1	
70				3	
71			2	4	
72				2	
73			1		
74			2	3	
75				5	
76			1	3	
77				2	
78				4	
79			1		
80			2		
81			1		
82					
83				1	
84			2	3	
85				1	
86				1	
87			1		
88			1		
89				3	
90					
91			1		
92					
93					
94					
95					
96			1		
97					
98					
99					
100					
101			1		
102					
103					
104					
105			1		
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115			1		
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計		82	77		
				適用職員数	159

4 医療職給料表(一)

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43			1	
44				
45				
46				
47			1	
48				
49				1
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				1
58				
59				
60				

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
61				
62				
63				
64				
65				5
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計			2	7
			適用職員数	9

5 医療職給料表(二)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9		1						
10		1						
11								
12		1						
13								
14			2					
15								
16								
17								
18								
19		1						
20		1	1					
21								
22								
23		1						
24		2						
25							2	
26			1					
27							1	
28		1						
29							1	
30			1					
31								
32								
33								
34			2					
35	2	1						
36			1					
37				1				
38			1			10		
39								
40			1	1				
41						7		
42			1		1			
43			1					
44								
45				1				
46				1			1	
47					1		1	
48				2				
49								
50				2				
51				1				
52				2				
53					1			
54				1	1			
55				1				
56			1					
57					1			
58				1				
59								
60				1				

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
61	人	人	人	人	人	人	人	人
62								
63					1			
64								
65					1			
66				1	1			
67					2			
68								
69					1			
70								
71					1			
72								
73								
74								
75					2			
76								
77					1			
78					1			
79					1			
80								
81								
82				1				
83				1				
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105				1				
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	2	10	13	19	17	19	4	
							適用職員数	84

6 医療職給料表(三)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13		4					
14			2				
15							
16							
17							
18		4					
19							
20							
21							
22							
23							
24		6	2				
25							
26				1			
27							
28			1				
29				1			
30							
31							
32							
33							
34							
35				1			
36							
37							
38							
39							
40							
41				1			
42							
43							
44							
45							
46							
47					1		
48		1					
49							
50							
51					1		
52				1			
53							
54		1					
55							
56		1					
57					1		
58					1		
59		1					
60							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
61	人	人	人	人	人	人	人
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68		1					
69					1		
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82					1		
83							
84					1		
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92					1		
93					11		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	
121	人	人	人	人	人	人	人	
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
計		19	5	5	19			
							適用職員数	48

7 大学教育職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24	1			
25				
26				2
27				
28	1			
29				
30				
31				
32				1
33	1			
34				
35				
36				1
37				
38				1
39				1
40				1
41				
42				
43				1
44				
45		1		
46	1			1
47				
48				
49				1
50				1
51		1		1
52	2			1
53	1	1	1	1
54				
55				
56		1		
57				1
58	1			1
59				
60		1		
61				1
62				
63				
64				1

職務の級 号給	1	2	3	4
65	人	人	人	人
66	1			1
67		1		1
68				
69			1	
70	1			
71				1
72				
73			1	
74			1	
75				
76	1			
77				
78		1		
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88			1	
89			4	
90				
91				
92				
93	1			
94				
95				
96				
97		1		
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
計	12	8	9	21
			適用職員数	50

8 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
1	人		人	人	人
2					
3					
4					
5		3			
6					
7					
8		4			
9		14			
10		2			
11	1				
12		13			
13		3			
14		4			
15		1			
16		14			
17		5			
18		4			
19		1			
20		22			
21		5			
22		8			
23	1	2			
24	1	22			
25	1	10			1
26	1	12			
27		1			
28	1	19			1
29	3	3			2
30		1			1
31		5			7
32	1	11			1
33	3	6			6
34	3	17			2
35		5			2
36	2	10			2
37	2	5			
38		20			2
39	2	2			2
40	1	12			
41	1	10			1
42		23			
43	1	7			1
44	2	17			
45	2	7			6
46	1	18			
47	2	3			
48	4	10			
49		10			
50	1	20			
51		3			
52		6			
53	1	3			
54	2	18			
55	2	5			
56	1	13			
57		13		3	
58	2	13		12	
59		8		3	
60	1	8			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
61	人	3		人	人
62	2	15		9	
63	2	7		4	
64	1	16		3	
65	1	7		1	
66	2	10		5	
67	1	9		1	
68	1	10		4	
69	5	9		4	
70	1	4		7	
71	1	6		1	
72	2	10			
73		6		2	
74	3	15		1	
75		3		1	
76	1	13		5	
77		6		14	
78	1	5			
79		9			
80		14			
81		9			
82		11			
83		6			
84		7			
85	1	5	1		
86		11			
87		10			
88		12			
89	1	9	1		
90	1	7			
91		5			
92	1	15	1		
93		6	1		
94	2	11	3		
95		3			
96		23			
97		9			
98		18			
99	1	6			
100		12			
101	1	7			
102		8			
103		11			
104	1	16			
105		9			
106		30			
107		16			
108		27			
109		6			
110	2	34			
111		11			
112		29			
113		6			
114		21			
115		12			
116		28			
117		11			
118	1	19			
119		10			
120		49			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
121	人	5	人	人	人
122	2	22			
123	1	43			
124	3	37			
125		30			
126	1	27			
127		18			
128		37			
129		27			
130	1	30			
131		33			
132		29			
133		38			
134		26			
135		55			
136	1	38			
137		64			
138	1	104			
139	1	69			
140	1	25			
141	1	27			
142		4			
143		3			
144	1				
145					
146					
147					
148					
149	1				
150	1				
151	1				
152					
153	11				
計	110	2,004	7	83	37
適用職員数			2,241		

9 中学校及び小学校教育職給料表

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		102			
18					
19		1			
20		84			
21		19			2
22		22			5
23					19
24		82			16
25	20	20			14
26		30			15
27		4			17
28		94			15
29	11	19			8
30		28			10
31		4			7
32		113			6
33	13	12			6
34		36			5
35		5			4
36		119			1
37	7	11			4
38		32			
39		7			2
40		75			3
41	10	3			8
42		16			6
43		8			10
44	1	64			8
45	7	13			8
46		59			5
47		7		1	4
48		39			2
49	4	15			6
50		47			
51		13			
52	1	33		1	
53	2	16			
54		55			
55		16			
56		37			
57	6	12		2	
58		64	1		
59		4			
60	2	38			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
61	人	人	人	人	人
62	2	16			
63		48			
64	1	9	1	1	
65	73	40	1	2	
66	4	18			
67	3	50			
68	5	16		1	
69		31			
70	3	11		1	
71	1	35		1	
72	3	16		2	
73		37		4	
74		7		3	
75	1	28	1	23	
76		16		23	
77		47		1	
78		14		9	
79		22	1	27	
80		18		18	
81		39	2	2	
82		14		14	
83		15	1	19	
84		7		13	
85		35	2	5	
86		15	1	9	
87		21		21	
88		15	2	5	
89		43	1	7	
90		12		4	
91		20	2	10	
92		12	3	10	
93		27	4	6	
94		16	2	13	
95		23	4	10	
96		12	3	8	
97		25	6	2	
98		11	7	6	
99		16	5		
100		10	4	6	
101		23	4	2	
102		7	3	8	
103		23	4	3	
104		10	2	2	
105		15	1	2	
106		4	2		
107		15	4		
108		6	1		
109		19	1		
110		13	5		
111		20	5		
112		12	1		
113		15	1		
114		9	1		
115		21			
116		9			
117		21			
118		7			
119		24			
120		12			
		17			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
121	人	人	人	人	人
122		7			
123		20			
124		8			
125		25			
126		8			
127		21			
128		13			
129		29			
130		6			
131		14			
132		16			
133		49			
134		10			
135		23			
136		29			
137		34			
138		42			
139		38			
140		34			
141		40			
142		32			
143		53			
144		38			
145		38			
146		67			
147		48			
148		89			
149		84			
150		108			
151		130			
152		126			
153		84			
154		148			
155		22			
156		8			
157		1			
計	180	4,189	89	307	216
		適用職員数		4,981	

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

(平成31年職員給与実態調査)

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	10			4	2	4				
公安職給料表	14			1	5	7	1			
高等学校等教育職給料表	62	10	52							
中学校及び小学校教育職給料表	111		111							
給料表計	197									
60歳	91									
61歳	53									
62歳	32									
63歳	11									
64歳	10									

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(下表において同じ。)

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	125		1	122	1		1			
公安職給料表	4					1	3			
研究職給料表	6		6							
医療職給料表(二)	8				8					
医療職給料表(三)	9				9					
高等学校等教育職給料表	18	4	14							
中学校及び小学校教育職給料表	84		84							
給料表計	254									
60歳	84									
61歳	60									
62歳	32									
63歳	40									
64歳	38									

2 民間給与関係資料

2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を検討するため、平成31年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

香川県人事委員会、人事院及び他の人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 462事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により14層に層化し、これらの層から157事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

6,719人：初任給関係516人（行政職に相当する調査実人員478人）、初任給関係以外の調査職種6,203人（行政職に相当する調査実人員5,655人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、25,170人であり、行政職に相当するものは19,946人である。）

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			事業所	事業所	事業所
産業計		142	53	60	29
農業, 林業, 漁業		1	—	—	1
鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業		10	5	4	1
製造業		72	24	34	14
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業		21	11	6	4
卸売業, 小売業		8	1	5	2
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業		4	2	2	—
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業		26	10	9	7

- (注) 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所等が15事業所あった。
 2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第14表 民間における初任給の改定状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
				増額	据置き	減額	
				%	%	%	
大学卒	規模計		37.7	(35.3)	(60.7)	(4.0)	62.3
		500人以上	33.8	(41.5)	(58.5)	(0.0)	66.2
		100人以上 500人未満	47.8	(25.2)	(67.0)	(7.8)	52.2
		50人以上 100人未満	25.0	(57.1)	(42.9)	(0.0)	75.0
高校卒	規模計		35.3	(34.0)	(66.0)	(0.0)	64.7
		500人以上	31.3	(51.0)	(49.0)	(0.0)	68.7
		100人以上 500人未満	44.3	(24.4)	(75.6)	(0.0)	55.7
		50人以上 100人未満	25.0	(28.6)	(71.4)	(0.0)	75.0

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()書は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学院修士課程修了	X	X	—	—
		大学卒	195,151	201,767	190,249	※ 191,000
		短大卒	177,946	X	172,313	※ 191,967
	新卒技術者	高校卒	178,283	※ 168,200	185,375	※ 160,767
		大学院修士課程修了	216,936	222,447	208,667	—
		大学卒	200,849	215,233	191,244	※ 195,800
		短大卒	182,962	184,652	179,651	※ 188,500
		高校卒	166,407	168,282	165,230	※ 164,333
		新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	218,032	223,725	208,667
		大学卒	197,725	207,568	190,725	※ 192,920
	短大卒	180,807	182,905	175,895	※ 190,580	
	高校卒	170,527	168,269	173,661	162,550	
そ の 他	新卒大学助教	大学卒	—	—	—	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—
	新卒研究員	大学卒	※ 213,919	※ 213,919	—	—
	新卒研究補助員	短大卒	—	—	—	—
		高校卒	—	—	—	—
	準新卒医師	大学卒	X	X	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—	—
	準新卒診療放射線技師	大学卒	—	—	—	—
		養成所卒	X	—	X	—
	新卒栄養士	大学卒	—	—	—	—
短大卒		—	—	—	—	
準新卒看護師	養成所卒	※ 204,142	※ 187,428	※ 220,855	—	
準新卒准看護師	養成所卒	X	—	X	—	

- (注) 1 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
 2 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。
 3 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にもみ支給される給与は除いている。
 4 「準新卒」とは、平成30年度中に資格免許を取得し、平成31年4月までの間に採用された場合をいう。

なお、医師については、平成28年3月大学卒業後、平成28年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成31年4月までの間に採用された者に限っている。

第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 常勤の従業員(再雇用者を除く)

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

(1) 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務	支 店 長	6	57.4	670,540	162	670,378	・ 構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	2	56.9	758,134	293	757,841	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	4	57.6	636,947	112	636,835	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	工 場 長	14	55.3	663,472	0	663,472	・ 構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	11	54.8	705,559	0	705,559	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	3	57	551,386	0	551,386	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事 務 部 長	138	53.2	661,892	4,015	657,877	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長(取締役兼任者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	108	53.2	694,528	4,644	689,884	
	短 大 卒	9	54.7	637,510	0	637,510	
	高 校 卒	20	53.1	511,536	2,677	508,859	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
職 種	技 術 部 長	170	52.9	640,814	1,600	639,214	同 上
	大 学 卒	110	53.0	695,772	1,285	694,487	
	短 大 卒	28	51.8	544,718	2,704	542,014	
	高 校 卒	32	53.5	553,552	1,635	551,917	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下第16表の各表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事務部次長	49	53.0	637,066	604	636,462	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	大学卒	36	53.8	679,698	655	679,043	
	短大卒	3	54.2	472,198	1,835	470,363	
	高校卒	9	50.4	540,664	0	540,664	
	中学卒	*	*	*	*	*	
技 術	技術部次長	61	53.5	647,105	489	646,616	同 上
	大学卒	46	53.5	698,683	50	698,633	
	短大卒	5	54.4	542,434	94	542,340	
	高校卒	10	53.4	485,175	2,387	482,788	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 関	事務課長	321	50.2	545,841	7,613	538,228	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大学卒	215	49.3	561,247	7,840	553,407	
	短大卒	22	50.1	442,484	7,044	435,440	
	高校卒	82	52.9	540,270	7,426	532,844	
	中学卒	2	47	393,481	0	393,481	
技 術 関	技術課長	410	48.8	551,863	18,279	533,584	同 上
	大学卒	255	48.0	581,817	17,062	564,755	
	短大卒	48	49.6	541,886	22,756	519,130	
	高校卒	107	50.2	482,855	19,371	463,484	
	中学卒	—	—	—	—	—	
係 職	事務課長代理	72	47.3	454,561	20,570	433,991	・上記課長に事故等のあると きの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	大学卒	39	45.5	460,723	20,771	439,952	
	短大卒	8	48.0	372,807	14,766	358,041	
	高校卒	25	49.5	468,437	21,880	446,557	
	中学卒	—	—	—	—	—	
種	技術課長代理	133	45.1	487,146	40,842	446,304	同 上
	大学卒	84	43.9	498,530	45,000	453,530	
	短大卒	17	46.2	470,069	38,705	431,364	
	高校卒	32	48.3	463,520	29,827	433,693	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	421	46.5	452,256	70,231	382,025	・ 係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	208	43.5	452,313	74,209	378,104	
	短 大 卒	50	46.9	373,713	50,949	322,764	
	高 校 卒	163	49.9	473,488	70,649	402,839	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 係 長	454	44.7	487,760	99,917	387,843	同 上
	大 学 卒	242	42.7	501,448	108,980	392,468	
	短 大 卒	71	44.6	429,572	77,359	352,213	
	高 校 卒	141	48.3	492,320	94,637	397,683	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 主 任	314	41.9	331,201	38,218	292,983	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長一係員間）	
大 学 卒	162	38.6	329,740	41,150	288,590		
短 大 卒	56	43.4	320,709	39,354	281,355		
高 校 卒	96	46.8	340,475	32,196	308,279		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 主 任	402	37.7	393,376	88,834	304,542	同 上	
大 学 卒	231	35.1	375,217	82,743	292,474		
短 大 卒	54	43.6	374,584	83,228	291,356		
高 校 卒	117	40.2	428,996	100,564	328,432		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 係 員	1,355	37.4	298,869	35,968	262,901		
大 学 卒	689	34.8	308,502	41,706	266,796		
短 大 卒	230	40.6	275,217	25,028	250,189		
高 校 卒	430	40.1	295,588	32,637	262,951		
中 学 卒	6	41.2	285,122	9,227	275,895		
技 術 係 員	1,335	35.2	340,010	60,518	279,492		
大 学 卒	640	33.7	346,587	66,496	280,091		
短 大 卒	235	36.1	316,379	48,268	268,111		
高 校 卒	458	36.0	341,718	59,497	282,221		
中 学 卒	2	43.4	293,665	50,644	243,021		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)－(B)	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	*	*	*	*	*	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。 電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	5	55.7	402,169	43,593	358,576	
	守 衛	12	50.6	379,661	32,760	346,901	
	用 務 員	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	—	—	—	—	—	
	大 学 副 学 長	—	—	—	—	—	
	大 学 学 部 長	3	58.5	613,767	0	613,767	
	大 学 教 授	34	57.2	606,480	64,240	542,240	
	大 学 准 教 授	18	48.4	582,028	118,036	463,992	
	大 学 講 師	12	42.7	498,023	84,867	413,156	
	大 学 助 教	5	41.7	401,763	8,000	393,763	
職 種	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 頭	2	58.0	407,550	0	407,550	
	高 等 学 校 教 諭	21	42.6	293,714	10,276	283,438	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) } { 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長 } ・構成員3人以上の室(係) の長 { 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する 者、上記研究部(課)長及び 研究室(係)長を除く。) }
	研 究 部 (課) 長	8	46.1	574,285	21,708	552,577	
	研 究 室 (係) 長	9	46.4	417,054	4,816	412,238	
	主 任 研 究 員	22	37.7	381,507	51,757	329,750	
	研 究 員	35	31.0	300,913	43,082	257,831	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
医 療	病 院 長	—	—	—	—	・ 部下に医師又は歯科医師 5人以上	
	副 院 長	—	—	—	—	・ 上記病院長に事故等のある ときの職務代行者	
	医 科 長	*	*	*	*	*	・ 部下に医師又は歯科医師 1人以上
	医 師	16	53.0	1,510,335	515,421	994,914	
	歯 科 医 師	*	*	*	*	*	
関 係 職	薬 局 長	*	*	*	*	*	・ 部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	8	43.0	408,913	2,500	406,413	
	診療放射線技師	6	45.2	382,972	7,789	375,183	
	臨床検査技師	7	39.9	236,305	13,419	222,886	
	栄 養 士	10	37.6	263,381	2,666	260,715	
	理学療法士	21	35.6	294,867	7,088	287,779	
	作業療法士	5	31.5	266,412	812	265,600	
種	総 看 護 師 長	2	58.0	393,400	3,000	390,400	・ 部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	17	51.2	378,907	25,318	353,589	・ 部下に看護師又は准看護 師5人以上
	看 護 師	59	44.2	326,412	34,595	291,817	
	准 看 護 師	58	45.7	295,325	32,941	262,384	

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
- 4 上記は、以下第16表の各表において同じである。

(2) 企業規模500人以上

〔事務・技術関係職種〕

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事 務	支 店 長	人	歳	円	円	円	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	6	57.4	670,540	162	670,378		
	大 学 卒	2	56.9	758,134	293	757,841	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	4	57.6	636,947	112	636,835	
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術	工 場 長	13	55.2	683,724	0	683,724	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	10	54.6	739,288	0	739,288	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	3	57	551,386	0	551,386	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 部 長	事 務 部 長	90	54.2	760,500	899	759,601	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	74	54.3	792,310	1,089	791,221	
	短 大 卒	8	54.3	642,756	0	642,756	
	高 校 卒	8	53.2	572,024	0	572,024	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 部 長	技 術 部 長	111	53.4	730,206	1,908	728,298	同 上
	大 学 卒	76	53.4	790,817	1,773	789,044	
	短 大 卒	17	53.1	592,600	4,552	588,048	
	高 校 卒	18	53.7	621,966	30	621,936	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事 務 部 次 長	36	54.1	708,727	870	707,857	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	29	54.4	754,153	862	753,291	
	短 大 卒	3	54.2	472,198	1,835	470,363	
	高 校 卒	4	51.2	578,854	0	578,854	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技 術 部 次 長	43	54.1	722,529	116	722,413	同 上
	大 学 卒	37	53.8	747,388	64	747,324	
	短 大 卒	3	56.3	647,493	188	647,305	
	高 校 卒	3	55.9	516,804	603	516,201	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 課	事 務 課 長	240	50.8	593,465	5,124	588,341	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大 学 卒	166	49.8	606,131	5,347	600,784	
	短 大 卒	9	53.2	524,474	2,586	521,888	
	高 校 卒	64	53.0	576,126	5,060	571,066	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
技 術 課	技 術 課 長	310	49.2	593,193	21,178	572,015	同 上
	大 学 卒	203	48.5	619,450	18,774	600,676	
	短 大 卒	37	50.6	579,615	25,633	553,982	
	高 校 卒	70	50.7	520,139	26,259	493,880	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 課 長 代 理	事 務 課 長 代 理	63	46.8	465,769	17,441	448,328	・上記課長に事故等のあると きの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	36	45.0	469,720	20,341	449,379	
	短 大 卒	6	48.7	370,098	250	369,848	
	高 校 卒	21	49.1	481,683	17,039	464,644	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 課 長 代 理	技 術 課 長 代 理	102	45.4	495,428	17,121	478,307	同 上
	大 学 卒	60	43.8	506,995	12,830	494,165	
	短 大 卒	13	46.0	476,496	16,421	460,075	
	高 校 卒	29	48.8	477,553	27,553	450,000	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事 務 係 長	301	47.0	497,044	84,362	412,682	・ 係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	149	43.8	493,947	88,657	405,290	
	短 大 卒	27	48.8	436,937	71,650	365,287	
	高 校 卒	125	50.2	511,551	81,789	429,762	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技 術 係 長	369	44.9	511,338	107,664	403,674	同 上
	大 学 卒	205	43.0	522,409	117,883	404,526	
	短 大 卒	52	44.4	449,039	83,290	365,749	
	高 校 卒	112	48.8	519,535	99,066	420,469	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 関	事 務 主 任	207	41.0	351,098	43,835	307,263	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長一係員間）
	大 学 卒	117	38.0	341,965	46,613	295,352	
	短 大 卒	32	44.0	358,508	44,333	314,175	
	高 校 卒	58	45.9	366,775	37,346	329,429	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 関 係	技 術 主 任	298	36.4	403,649	92,701	310,948	同 上
	大 学 卒	181	34.0	380,917	84,734	296,183	
	短 大 卒	24	38.6	378,291	88,769	289,522	
	高 校 卒	93	39.7	442,876	105,727	337,149	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 関 係 職	事 務 係 員	643	36.7	333,757	46,341	287,416	
	大 学 卒	380	34.2	335,832	50,752	285,080	
	短 大 卒	96	41.4	308,642	29,975	278,667	
	高 校 卒	166	39.7	342,669	45,609	297,060	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
事 務 関 係 職 種	技 術 係 員	799	34.7	352,928	63,064	289,864	
	大 学 卒	369	32.8	365,020	72,165	292,855	
	短 大 卒	138	35.0	323,302	45,059	278,243	
	高 校 卒	291	35.8	352,445	61,740	290,705	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	

(3) 企業規模100人以上500人未満

〔事務・技術関係職種〕

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事 務	支 店 長	—	—	—	—	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
技 術	工 場 長	—	—	—	—	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
関 係	事 務 部 長	40	51.7	500,671	8,717	491,954	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	28	51.2	498,838	10,677	488,161	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	10	52.9	506,238	5,065	501,173	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
職 種	技 術 部 長	54	51.8	500,784	448	500,336	同 上
	大 学 卒	33	52.0	513,571	341	513,230	
	短 大 卒	10	50.1	487,866	317	487,549	
	高 校 卒	11	52.9	477,358	863	476,495	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事務部次長	11	49.5	480,263	26	480,237	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	大学卒	5	50.1	446,393	52	446,341	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	5	49.8	514,861	0	514,861	
	中学卒	*	*	*	*	*	
技 術	技術部次長	16	52.5	504,587	1,085	503,502	同 上
	大学卒	9	52.2	522,756	0	522,756	
	短大卒	2	52.5	436,880	0	436,880	
	高校卒	5	52.9	500,550	3,434	497,116	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 課	事務課長	65	48.5	413,921	16,781	397,140	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大学卒	39	47.5	414,653	19,460	395,193	
	短大卒	10	47.8	405,157	6,667	398,490	
	高校卒	15	52.0	420,440	18,420	402,020	
	中学卒	*	*	*	*	*	
技 術 課	技術課長	86	46.7	417,676	6,876	410,800	同 上
	大学卒	47	46.2	415,846	8,301	407,545	
	短大卒	9	44.0	421,392	15,991	405,401	
	高校卒	30	48.0	419,341	2,396	416,945	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 課 長 代 理	事務課長代理	7	52.1	379,610	43,357	336,253	・上記課長に事故等のある ときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	大学卒	3	52.2	349,623	26,074	323,549	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	3	54.1	382,932	37,970	344,962	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 課 長 代 理	技術課長代理	29	44.6	476,227	120,961	355,266	同 上
	大学卒	23	44.1	487,468	128,150	359,318	
	短大卒	4	46.8	450,957	104,982	345,975	
	高校卒	2	47.0	401,233	72,647	328,586	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事 務 係 長	101	45.4	336,356	35,534	300,822	・ 係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	51	43.7	340,819	38,121	302,698	
	短 大 卒	18	43.8	305,107	33,695	271,412	
	高 校 卒	32	48.7	346,575	32,684	313,891	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技 術 係 長	62	43.7	368,378	64,821	303,557	同 上
	大 学 卒	25	39.6	366,123	57,387	308,736	
	短 大 卒	13	48.4	388,058	67,525	320,533	
	高 校 卒	24	45.4	359,908	71,005	288,903	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 関	事 務 主 任	94	43.6	286,956	29,778	257,178	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長一係員間）
	大 学 卒	39	40.4	292,360	29,615	262,745	
	短 大 卒	21	42.8	263,840	33,652	230,188	
	高 校 卒	34	47.7	295,301	27,529	267,772	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
係 職	技 術 主 任	91	42.6	361,826	78,792	283,034	同 上
	大 学 卒	47	40.2	352,874	75,431	277,443	
	短 大 卒	22	46.6	396,591	94,908	301,683	
	高 校 卒	22	43.3	342,626	68,195	274,431	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	事 務 係 員	578	37.9	255,386	23,504	231,882	
	大 学 卒	259	35.3	259,320	26,657	232,663	
	短 大 卒	111	39.5	246,115	20,402	225,713	
	高 校 卒	203	40.1	254,589	21,631	232,958	
	中 学 卒	5	40.8	289,009	8,542	280,467	
種	技 術 係 員	454	37.1	309,428	57,599	251,829	
	大 学 卒	234	35.8	315,821	58,497	257,324	
	短 大 卒	85	38.3	308,753	58,187	250,566	
	高 校 卒	134	38.4	299,399	55,860	243,539	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	

(4) 企業規模50人以上100人未満

〔事務・技術関係職種〕

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事 務	支 店 長	—	—	—	—	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
技 術	工 場 長	*	*	*	*	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	*	*	*	*		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
関 係	事 務 部 長	8	51.4	485,961	11,198	474,763	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	6	50.7	525,331	14,931	510,400	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	2	53.5	367,850	0	367,850	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	技 術 部 長	5	53.7	450,545	7,200	443,345	同 上
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	3	55	476,209	12,000	464,209	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	事務部次長	2	55.5	480,084	0	480,084	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	大学卒	2	55.5	480,084	0	480,084	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術部次長	2	51.0	403,854	2,500	401,354	同 上
	大学卒	—	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	2	51	403,854	2,500	401,354	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 関	事務課長	16	48.6	362,852	9,000	353,852	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大学卒	10	47.3	372,487	6,728	365,759	
	短大卒	3	48	315,679	21,539	294,140	
	高校卒	3	53.8	377,908	4,033	373,875	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 関 係	技術課長	14	50.6	378,108	16,516	361,592	同 上
	大学卒	5	44.5	384,086	17,496	366,590	
	短大卒	2	53.0	357,150	0	357,150	
	高校卒	7	54.2	379,827	20,534	359,293	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 関 係 種	事務課長代理	2	47	361,109	41,037	320,072	・上記課長に事故等のあると きの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	大学卒	—	—	—	—	—	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 関 係 種	技術課長代理	2	40.0	275,450	0	275,450	同 上
	大学卒	*	*	*	*	*	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務 係 長	人	歳	円	円	円	・ 係の長及び係長級専門職	
	19	43.8	299,637	13,273	286,364		
	大 学 卒	8	37.3	308,010	9,851		298,159
	短 大 卒	5	48.3	297,941	9,525		288,416
	高 校 卒	6	48.7	289,886	20,961		268,925
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 係 長	23	43.0	333,561	38,902	294,659	同 上	
	大 学 卒	12	42.7	317,843	19,684		298,159
	短 大 卒	6	39.2	313,888	36,354		277,534
	高 校 卒	5	48.5	394,894	88,084		306,810
	中 学 卒	—	—	—	—		—
事 務 主 任	13	44.1	313,311	5,949	307,362	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長一係員間）	
	大 学 卒	6	40.2	312,070	2,155		309,915
	短 大 卒	3	41.2	274,681	21,470		253,211
	高 校 卒	4	52.3	344,147	0		344,147
	中 学 卒	—	—	—	—		—
技 術 主 任	13	45.5	300,757	39,464	261,293	同 上	
	大 学 卒	3	35.8	287,397	43,515		243,882
	短 大 卒	8	48.3	290,439	28,157		262,282
	高 校 卒	2	49.0	362,065	78,620		283,445
	中 学 卒	—	—	—	—		—
事 務 係 員	134	40.1	258,023	21,964	236,059		
	大 学 卒	50	38.1	279,753	26,335		253,418
	短 大 卒	23	40.9	233,445	20,267		213,178
	高 校 卒	61	41.5	249,479	19,022		230,457
	中 学 卒	—	—	—	—		—
技 術 係 員	82	33.5	257,304	25,044	232,260		
	大 学 卒	37	34.3	282,916	36,550		246,366
	短 大 卒	12	37.0	254,145	24,941		229,204
	高 校 卒	33	31.4	231,368	12,948		218,420
	中 学 卒	—	—	—	—		—

2 再雇用者

企業規模計

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	人 3	歳 63.2	円 541,033	円 0	円 541,033	1の(1)企業規模計の 備 考 欄 参 照
	事 務 ・ 技 術 部 長	20	62.9	411,242	239	411,003	
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	3	61.8	382,204	0	382,204	
	事 務 ・ 技 術 課 長	10	62.5	395,190	7,522	387,668	
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	—	—	—	—	—	
	事 務 ・ 技 術 係 長	22	62.3	240,614	10,950	229,664	
	事 務 ・ 技 術 主 任	3	63.0	261,542	11,858	249,684	
	事 務 ・ 技 術 係 員	232	62.8	251,164	12,766	238,398	

第17表 民間における家族手当の支給状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

(1) 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する			子に家族手当を支給する	家族手当制度がない
	配偶者の収入制限あり	配偶者の収入制限なし			
74.5%	(93.3%)	[79.6%]	[20.4%]	(97.9%)	25.5%

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

(2) 扶養家族の構成別支給月額

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	12,283円
配 偶 者 と 子 1 人	16,870円
配 偶 者 と 子 2 人	21,042円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

(備考) 県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については7,500円、子については1人につき9,500円、配偶者及び子以外については1人につき6,500円である。

なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第18表 民間における住宅手当の支給状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	47.1%
支 給 し な い	52.9%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額 の 最 高 支 給 額 の 中 位 階 層	26,000円以上 27,000円未満

(注) 事業所割合は、全体の事業所を100とした割合である。

(備考) 県職員の場合、借家・借間居住者に対する住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第19表 民間における特別給の支給状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

項目		支給額等 (事務・技術等従業員)
平均所定内給与月額	下半期(A1)	340,767円
	上半期(A2)	342,759円
特別給の支給額	下半期(B1)	764,223円
	上半期(B2)	774,176円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.24月分
	上半期(B2/A2)	2.26月分
年間の平均		4.50月分

(注) 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは同年2月から令和元年7月までの期間をいう。

(備考) 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.45月分である。

第20表 民間における冬季賞与の配分状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

項目	部長級		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模						
規模計	41.2	58.8	42.9	57.1	49.6	50.4
500人以上	31.0	69.0	30.2	69.8	44.2	55.8
100人以上500人未満	42.5	57.5	44.9	55.1	47.9	52.1
50人以上100人未満	59.1	40.9	62.4	37.6	63.2	36.8

第21表 民間における定年制の状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0%	93.2%	6.8%	0.0%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

区 分 \ 項 目	給与減額あり	給与減額なし	
		60歳で減額	
課 長 級	33.1%	33.1%	66.9%
非 管 理 職	21.1%	21.1%	78.9%

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第23表において同じ。)
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

課 長 級	非 管 理 職
76.4%	80.0%

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第24表 民間における給与改定の状況等

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

(1) 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係員	31.7	11.7	0.0	56.6
課長級	24.0	15.8	0.0	60.2

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

(2) 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	94.7	94.7	18.7	8.1	67.9	0.0	5.3
課長級	90.6	90.6	15.7	8.3	66.6	0.0	9.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 県職員給与と民間給与との比較

第25表 県職員の給与と民間事業従業員の給与との比較

区 分	民間事業従業員	県 職 員	$\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
	行政職相当職 (A)	行 政 職 (B)	
平均給与月額	363,977 円	363,615 円	362 円 (0.10%)

(注) 1 「行政職相当職」とは民間事業所における行政職給料表適用者に相当する事務・技術関係職種
の該当者を、「行政職」とは行政職給料表適用者をいう。(参考1において同じ。)

2 県職員、民間事業従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(参考1) 民間給与との比較を行う県職員(行政職)の平均給与月額

平均給与月額	給 料	地域手当	給料の特別調整額	扶養手当	住居手当	その他
363,615 円	330,631 円	11,539 円	7,337 円	9,162 円	4,616 円	330 円

(注) 県職員の平均年齢は43.9歳で、平均経験年数は21.4年である。

(参考2) 給与比較における対応関係

県 職 員 (行 政 職)	対 応 民 間 職 種		
	企 業 規 模 500人以上	企 業 規 模 100人以上500人未満	企 業 規 模 50人以上100人未満
9 級	支 店 長 工 場 長 部 次 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長
8 級	課 長		
7 級		部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長
6 級	課 長 代 理	課 長	部 次 長
5 級			課 長
4 級	係 長	課 長 代 理	課 長 代 理
3 級		係 長	係 長
2 級	主 任	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員	係 員

(注) 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、
係長に含めている。

4 生計費関係資料

平成31年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成31年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、平成31年4月の費目別標準生計費を算定した。高松市の数値については、これに本県と全国との費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第26表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 高松市

(平成31年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	24,304 ^円	38,352 ^円	47,482 ^円	56,612 ^円	65,742 ^円
住居関係費	46,239	37,130	39,986	42,847	45,702
被服・履物費	2,931	8,153	9,059	9,965	10,871
雑費Ⅰ	35,924	27,277	46,345	65,401	84,470
雑費Ⅱ	9,204	19,498	23,683	27,867	32,059
計	118,602	130,410	166,555	202,692	238,844

(注) 集計世帯数は、51世帯である。

その2 全国

(平成31年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	26,020 ^円	41,010 ^円	50,770 ^円	60,530 ^円	70,300 ^円
住居関係費	48,300	38,750	41,730	44,720	47,700
被服・履物費	2,430	6,850	7,620	8,380	9,140
雑費Ⅰ	35,120	31,160	52,940	74,700	96,490
雑費Ⅱ	8,320	19,520	23,710	27,900	32,090
計	120,190	137,290	176,770	216,230	255,720

(注) 人事院資料による。

5 労働経済関係資料

第27表 労働経済指標

項 目			年 月		平成		30年	
			29年度	30年度	4月	5月		
賃金・労働時間	全国 (全国調査)	①きまって支給する給与 (調査産業計)	(千円)	294.1	296.0	298.5	294.5	
			前年度比・前年同月比(%)	0.4	0.6	0.2	0.8	
		②所定内給与 (調査産業計)	(千円)	269.0	270.7	272.4	269.9	
			前年度比・前年同月比(%)	0.6	0.6	0.3	0.8	
		③総実労働時間数 (調査産業計)	(時間)	147.8	146.8	150.8	146.5	
		④所定外労働時間数 (調査産業計)	(時間)	12.6	12.5	13.0	12.4	
	香川県 (地方調査)	⑤きまって支給する給与 (調査産業計)	(千円)	267.0	274.7	278.0	274.7	
			前年度比・前年同月比(%)	0.7	2.9	4.0	4.8	
⑥所定内給与 (調査産業計)		(千円)	245.4	251.7	255.5	252.5		
		前年度比・前年同月比(%)	1.4	2.6	4.9	4.6		
	⑦総実労働時間数 (調査産業計)	(時間)	149.8	150.1	154.0	149.9		
	⑧所定外労働時間数 (調査産業計)	(時間)	11.9	13.0	13.5	12.9		
生計費	⑨ 消費支出 (全世帯)	全国	(千円)	283.0	287.3	294.4	281.3	
			前年比・前年同月比(%)	0.3	1.5	△ 0.5	△ 0.6	
		人口5万以上 15万未満の都市	(千円)	270.1	280.6	287.7	277.7	
			前年比・前年同月比(%)	△ 2.7	3.9	7.5	3.6	
		高松市	(千円)	299.3	318.6	409.7	292.8	
			前年比・前年同月比(%)	4.8	6.4	32.3	3.5	
物価	⑩ 消費者物価指数	全国	前年度比・前年同月比(%)	0.7	0.7	0.6	0.7	
		人口5万以上 15万未満の都市	前年度比・前年同月比(%)	0.8	0.7	0.7	0.7	
		高松市	前年度比・前年同月比(%)	0.6	1.0	1.3	0.7	
雇用	⑪ 常用雇用指数 (調査産業計)	全国	前年度比・前年同月比(%)	1.3	0.5	0.5	0.6	
	⑫ 完全失業率	全国	(%) (季節調整値)	2.7	2.4	2.5	2.3	
	⑬ 有効求人倍率	全国	(倍) (季節調整値)	1.54	1.62	1.60	1.61	
		香川県	(倍) (季節調整値)	1.75	1.79	1.51	1.59	
生産	⑭ 実質国内総生産	全国	前年度比・前期比(%)	1.9	0.7	0.6		

- (注) 1 (p) の付されている数値は速報値である。
 2 ①、②、⑤、⑥、⑩、⑪については平成27年基準、⑭については平成23年基準である。
 3 ①～⑧、⑪は、事業所規模30人以上の数値である。
 4 ①～⑧、⑪は毎月勤労統計調査(厚生労働省)、⑨は家計調査(総務省)、⑩は消費者物価資料による。
 5 ①～④、⑪は毎月勤労統計調査で公表されている再集計値(事業所規模30人以上)である。
 6 ⑨の平成29年度、30年度の欄は、それぞれ平成29暦年、30暦年の数値である。

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	31年 1月	2月	3月	4月
296.8	296.4	295.5	295.5	298.3	298.7	297.6	291.9	292.8	295.3	299.5
0.8	0.8	1.1	0.5	1.1	1.4	0.9	0.0	0.3	△ 0.1	0.3
271.8	271.4	270.8	271.2	272.6	272.2	271.5	267.1	267.6	269.7	273.4
0.6	0.6	1.1	0.6	1.1	1.3	1.0	△ 0.1	0.2	△ 0.2	0.3
152.5	150.8	145.9	143.3	150.2	153.6	145.9	136.6	142.1	144.1	148.7
12.4	12.4	11.8	12.2	12.9	13.1	12.8	12.1	12.5	12.8	13.1
277.5	278.2	275.8	276.8	275.2	277.5	275.1	266.8	270.2	270.9	274.1
4.9	5.1	4.3	4.1	2.6	3.5	3.6	△ 2.1	0.0	0.2	△ 1.3
255.6	255.2	253.3	254.0	250.9	252.9	252.2	243.5	247.4	247.2	249.2
5.0	4.7	3.8	3.9	2.0	3.2	3.5	△ 2.5	△ 0.7	△ 1.1	△ 2.5
156.0	154.5	148.7	147.3	152.9	156.2	149.3	138.5	145.8	148.1	153.9
12.7	13.7	12.3	12.7	13.3	13.2	12.9	12.3	13.1	13.2	14.2
267.6	283.4	292.5	271.3	290.4	281.0	329.3	296.3	271.2	309.3	301.1
△ 0.4	1.5	4.3	0.9	2.7	1.3	2.2	2.3	2.1	2.7	2.3
268.6	280.1	287.3	261.1	283.1	272.3	317.7	289.3	263.9	308.8	304.8
4.2	1.8	5.0	△ 1.1	2.6	1.0	0.7	5.0	3.5	2.7	5.9
280.6	294.8	314.6	393.3	292.8	300.2	343.2	280.8	298.0	354.5	314.7
△ 2.4	△ 5.5	8.6	23.9	1.7	9.3	5.4	△ 4.7	16.9	0.8	△ 23.2
0.7	0.9	1.3	1.2	1.4	0.8	0.3	0.2	0.2	0.5	0.9
0.8	0.9	1.3	1.2	1.4	0.8	0.2	0.1	0.1	0.4	0.8
0.7	0.9	1.1	1.2	1.9	0.9	0.9	0.8	0.6	0.5	0.7
0.5	0.2	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	1.3	1.2	1.1	1.1
2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.5	2.4	2.5	2.3	2.5	2.4
1.61	1.62	1.63	1.63	1.62	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63
1.65	1.68	1.71	1.78	1.75	1.81	1.88	1.87	1.77	1.68	1.58
	△ 0.6			0.5			(p)0.6			

指数（総務省）、⑫は労働力調査（総務省）、⑬は職業安定業務統計（厚生労働省）、⑭は内閣府

6 勤務時間等関係資料

第28表 職員の年次休暇の使用日数及び超過勤務時間

		年 次 休 暇			超 過 勤 務 時 間		
		平成28年	平成29年	平成30年	平成28年度	平成29年度	平成30年度
知事 事務局	本 庁	7.0 ^日	7.3 ^日	8.3 ^日	20.3 ^{時間}	18.7 ^{時間}	20.6 ^{時間}
	出先機関	10.3	10.6	10.9	7.7	9.2	10.7
	計	8.8	9.0	9.6	13.5	13.6	15.3
教育 委員会	教育職員	10.6	10.5	10.6			
	事務局職員	7.2	7.4	7.6			
	計	10.3	10.2	10.2	12.8	15.6	25.5
警察 本部	警 察 官	6.0	6.9	9.3	21.3	20.6	20.3
	事務職員	7.3	8.3	10.5	15.8	15.0	14.5
	計	6.5	7.1	9.5	20.6	19.9	19.5

- (注) 1 年次休暇の使用日数は、職員1人当たりの年平均使用日数である。
 2 超過勤務時間は、職員1人当たりの月平均超過勤務時間である。
 3 教育職員には、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、勤務時間の内外を包括的に評価し、超過勤務手当及び休日給にかわるものとしての教職調整額が支給されているため、超過勤務手当等の算定基礎となる超過勤務時間は把握されていない。

7 人事院勧告の要旨

人事院は、去る8月7日、国会と内閣に対し、国家公務員の給与について報告及び勧告を行い、あわせて、公務員人事管理について報告した。

(1) 給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差 (0.09%) を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ (0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査 (完了率87.9%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09% [行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢43.4歳]
[俸給 344円 はね返し分(注) 43円] (注) 俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績 (支給割合) と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和元年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）
勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）
2年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

(2) 公務員人事管理に関する報告の骨子

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

(2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

2 勤務環境の整備

(1) 勤務時間等に関する取組

- ・本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

(2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

(3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請